

ROSSI 四季報

RiTs

2000年6月

第 9 号

Research Organization of Social Sciences (立命館大学BKC社系研究機構)

CONTENTS

〈巻頭言〉規制緩和は定着するか	平田 純一 ……1	京滋企業ケース研究プロジェクト報告 (1999年度まとめ)	奥村 陽一 ……7
技術経営研究プロジェクト・ 1999年度のまとめ	安藤 哲生 ……2	日中学術交流の回顧と展望 <small>—立命館大学社会システム研究所と中国社会科学問題研究所—</small>	小野 進 ……8
1999年度国際租税・財務戦略 プロジェクト活動報告	中村 雅秀 ……3	すべての財に知的財産権を 与える、与えない?	大川 隆夫 ……9
「社会システム環境創造計画と実現化 方策プロジェクト研究」の実施状況	春名 攻 ……4	経済学におけるパラダイム転換の意味	高木 彰 ……10
中高年の運動実施における 阻害要因の研究	岡本 直輝 ……5	経営戦略研究センターの発足後 2年間の活動をふりかえって	村山 嘉彦 ……11
少子・高齢化時代を分析するための マクロ計量経済モデルの構築	平田 純一 ……6	1999年度のファイナンス 研究センターの活動・実績	井澤 裕司 ……12

巻頭言

立命館大学 BKC社系研究機構
機構長 平田 純一

規制緩和は定着するか

日本経済再生のキーワードとして、規制緩和が言われて久しい。この6月1日からは、規制緩和の一つの柱と目されている、「大規模小売店舗立地法」が施行され、これの効果が注目されている。この間には、日本型金融ビッグバンのかけ声の下、金融持ち株会社が認められ、これに対応して、大手金融機関再編の動きも活発になっているし、新規銀行設立の動きも進んでいる。国公立大学を独立行政法人に移管することも規制緩和の動きの一環と考えることができよう。規制緩和に関連する話題はこれらのように限定されず幅広く展開されている。

ところで、規制が緩和されたことによって経済活動の活性化は進んでいくのであろうか。これに関してはいくつかの疑問が生じているように思われる。小売り商業に関しては、大型店対伝統的商店街という構図で設定された規制を緩和するのが、今回の大規模小売店舗立地法の目的である。現在の小売り商業で、相対的に営業実績を上げているのが、大型店対伝統的商店街の枠の外にあるコンビニエンスストアや特定商品を対象とした量販店あるいはインターネット取引による、バーチャルな商店街であり、大型店(百貨店・スーパーを問わず)も伝統的商店街も営業実績は芳しくない。また、大規模小売店舗立地法に関する地方自治体の運用規則によれば、大型店の進出を積極的に進めるという視点よりも、秩序あるまちづくりの視点の方が前面に出てきている。この結果、大規模小売店舗立地法を待たずとも、規制の網の目から漏れた形で、消費者の利便性が確保されてきている。また、まちづくりの観点から、大型店と伝統的商店街の共生を目指した計画が策定され、大型店の新設が認可され

たとしても、他業態の小売店の存在によって、大型店も伝統的商店街も営業成果を上げられないと言う可能性も否定できない。規制緩和の目的が、消費者の利便性の向上のみであれば、こうした状況を否定することはできないが、まちづくり3法による中心市街地の活性化と商業活動との調和を目指すことが、大規模小売店舗立地法の目的の重要な要素であるならば、同法は施行時にすでに問題を抱えていることになる。

金融に関する問題は、多岐にわたり複雑で、ここでは述べきれないが、規制緩和にともなう金融サービスの向上を家計部門が十分に活用していくためには、リスクに関する考え方と、これを活用するための各種のツール(情報機器が中心であろう)の活用方法に関して十分に学ぶ必要があり、現在の超低金利の下で、こうした学習を積極的に進める可能性は低いのではないか。企業の資産運用等では、規制緩和の効果が現れるとしても家計にこれが定着するには時間がかかりそうである。

国公立大学の独立行政法人化に関しては、規制緩和として受け止め、この機会に積極的な大学運営を目指すという動きは今のところ乏しい。よるべき基盤の喪失と言う議論の方が強いようである。

規制緩和ということは、結果として予想外の状況を生み出すことに意味があり、これに適応していくための自己責任も求められている。こうした経験を通して、規制緩和は真に定着するのであろう。ここで発生する痛みをどこまで許容できるのかも真剣に考えておかねばならない。

(経済学部教授)